

浄化槽の休止制度について

空き家などで長期間（概ね1年以上）浄化槽を使用しない場合※は、使用を休止することができます。

休止の届出を行った浄化槽は、使用が再開されるまでの間、保守点検、清掃及び法定検査の義務が免除されます。

休止の手続きの流れ

1 清掃の実施

使用休止の前に清掃を行う必要があります。通常のコストとは内容が異なりますのであらかじめ浄化槽清掃業者へご相談ください。清掃を実施すると浄化槽清掃業者から「清掃の記録」が交付されます。

2 届出の提出

浄化槽使用休止届出書に「清掃の記録」を添付して福山市環境保全課まで提出してください。

3 使用を再開する場合

浄化槽使用再開届出書を福山市環境保全課へ提出するとともに、保守点検業者へ連絡し、浄化槽が再び機能するように点検・処置を行ってください。

使用休止及び使用再開の届出書は、市HPからダウンロードできます。

※休止ができる場合の具体例

- ・ 空き家となる場合
- ・ 長期出張等により不在とする場合
- ・ 特別養護老人施設への入居等により実質的な生活基盤を移動し不在とする場合 など

【注意事項】

- ・ 日常的に使用しなくても間欠的には利用がある場合は休止できません。盆・正月などに帰省し、少しでも浄化槽を使用する可能性がある場合は、休止はできません。
- ・ 家屋の売却等、休止期間が事前に把握できないものについては、休止期間に関わらず、休止の届出ができます。

問い合わせ先

福山市東桜町3番5号

福山市経済環境局環境部環境保全課

TEL：084-928-1072

E-mail：kankyou-hozen@city.fukuyama.hiroshima.jp